

住民サービスを支えるなかま

自治体で働く非正規公務員の処遇改善で

安心して **もっと** いい仕事を

「非正規公務員の処遇改善」を趣旨として2020年4月から導入された会計年度任用職員制度ですが、依然として様々な格差が残されています。

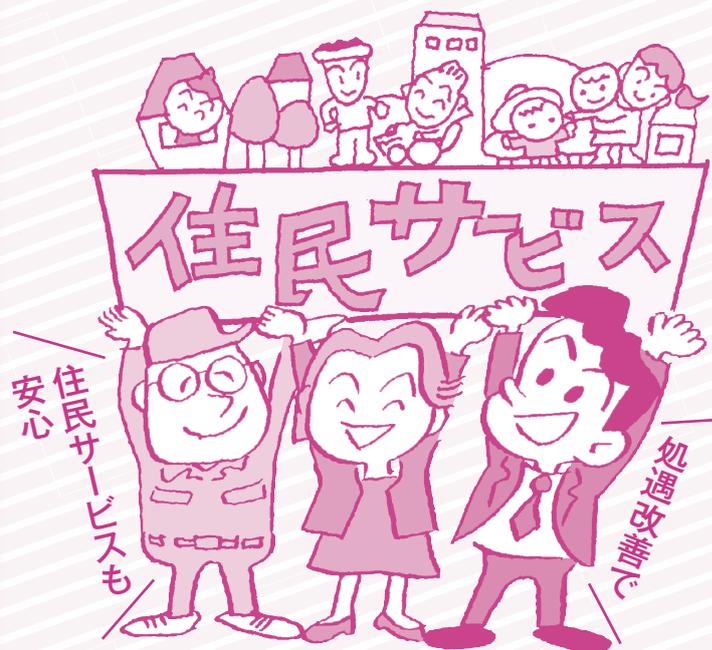
住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上をはかるためには、会計年度任用職員等の非正規公務員の雇用の安定、処遇改善をはかることが必要です。今こそ声を上げましょう。

会計年度任用職員等に

「期末・勤勉手当」支給を！ 「賃金の底上げ」を！

国の非常勤職員(期間業務職員)には、約9割の職員に期末・勤勉手当が支給されています。正規職員と同じように働いても会計年度任用職員には勤勉手当は支給されていません。今すぐ会計年度任用職員にも期末・勤勉手当を支給すべきです。

また、非正規公務員の多くは、最低賃金ギリギリの水準で働いています。安心して暮らせる水準への賃金改善が必要です。



裁判でも、休暇制度の格差を違法と判断 「有給の病気休暇」を！

正規職員の病気休暇は「有給」ですが、会計年度任用職員は「無給」で、もしも?の不安と隣り合わせで働いています。

日本郵便の裁判では正規社員とパート社員の休暇制度の差を違法としました。民間で許されない格差は公務でも許されません。

今すぐ会計年度任用職員等にも有給の病気休暇を付与すべきです。

高い専門性を維持するために
安心して働き続けるために

「無期転換権」を！

会計年度任用職員等は、毎年、雇い止めの不安のなか働いています。民間では更新を繰り返し5年を超えれば「無期雇用」になることができます。また、毎年のように人が入れ替わっては仕事も上手く回りません。

安心して働き続けるためにも、今すぐ会計年度任用職員等に「無期転換権」を付与すべきです。

すべての非正規公務員の処遇改善を求める 要求署名

地方公務員法および地方自治法改正により2020年4月から導入された会計年度任用職員制度は、「非正規公務員の処遇改善」が改正の趣旨であったはずですが、依然として様々な格差が残され、「不適切」な実態が明らかになっています。

「期末手当が支給されるかわりに給料を減額された」「退職手当を支給しない意図を持って勤務時間をパートタイムとされた」などの不適切な取り扱いとともに、「業務内容や責任、職務経験等に見合わず賃金水準が低い」「勤勉手当が支給されない」「有給の病気休暇がない」「継続雇用（再度の任用）が保障されず毎年公募となった」など、不合理な格差も残されたままとなっています。

住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上をはかるためには、会計年度任用職員等の非正規公務員の雇用の安定、処遇改善をはかる必要があります。

以下の要求に対して速やかな改善を求めます。

私たちの要求

1. 正規と非正規、フルタイム勤務と短時間勤務との制度上の格差を解消すること。
2. すべての非正規公務員に期末・勤勉手当を支給できるようにすること。
3. 病気休暇など、正規職員と同様に有給の休暇制度を設けること。
4. 労働契約法第18条と同様の無期転換ルールを制度化すること。当面、再度の任用にあたっては非公募とし、制限を設けないよう対応すること。
5. 処遇改善のための予算措置を行うこと。

氏 名	住 所

(この署名は目的以外には使用しません)